

大分銀行ビジネスポータル利用規約

第1章 総則・共通事項

第1条【本規約の適用】

- (1) 本規約は、株式会社大分銀行（以下「当行」といいます）とインターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ等（以下「パソコン等」といいます）を利用して、第2条に定めるサービス「大分銀行ビジネスポータル」（以下「本サービス」といいます）を利用する法人および個人事業主（以下、契約者といいます）との間で、本サービスの利用に関して定めたものです。
- (2) 本サービスの提供に際しては、当行と契約者との間に以下の規約が適用されるものとします。

第2条【サービス内容】

(1) 基本サービスと個別サービス

本サービスにて提供するサービスには基本サービスと個別サービスがあります。なお、当行はこれらのサービスを契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

(2) 基本サービス

本サービスを申込みにより、当行から無償で提供されるサービスです。サービスの内容は以下の通りです。

① 取引照会サービス

② 大分銀行ビジナル（詳細は「第2章 基本サービス 第18条」に掲載）

③ WEB 申込サービス（詳細は「第2章 基本サービス 第19条」に掲載）

(3) 個別サービス

本サービスの申込みの他、別途、当行所定の申込みを行うことで利用が可能となるサービスです。個別サービスは、各個別サービスで定められた手数料の支払いが必要になる場合があります。サービスの内容は以下の通りです。

① 大分銀行ビジネスダイレクト（詳細は「第3章 個別サービス 第20条」に掲載）

② だいぎん Big Advance（詳細は「第3章 個別サービス 第21条」に掲載）

③ 大分銀行スクエア（詳細は「第3章 個別サービス 第22条」に掲載）

(4) サービス内容の詳細

本サービスの詳細（技術的事項を含みます）につきましては、当行ウェブサイトの本サービス紹介ページ等に掲載いたしますので、内容をよくご確認のうえご利用ください。

第3条【利用申込み】

(1) 利用申込者

本サービスは、当行に普通預金口座または当座預金口座を保有する法人および個人事業主の方が利用できます。

(2) 利用申込み

本サービスの利用を希望する場合、以下の方法で申込みを行うものとします。当行が申込を適当

と判断した場合、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。大分銀行ビジネスダイレクトを利用中の方は、本サービスの利用申込みは不要です。

- ① 普通預金口座を保有する法人および個人事業主の方は当行所定の WEB 手続きによる申込み
- ② 当座預金口座のみ保有する法人および個人事業主の方は当行所定の利用申込書による申込み

（3）キャッシュカード暗証番号の使用

前項①のWEB申込み手続きには、当行普通預金口座のキャッシュカード暗証番号または普通預金口座の通帳に記帳された最終残高を使用します。キャッシュカード暗証番号の利用については、別途定める「キャッシュカード規定」によるものとします。

（4）代表口座と関連口座

① 代表口座

- i) 本サービスの利用申込みに使用する当行本支店における契約者名義の普通預金口座または当座預金口座を「代表口座」といいます。
- ii) 大分銀行ビジネスダイレクト利用中の方は、大分銀行ビジネスダイレクトで登録している「代表口座」が本サービスの「代表口座」となります。

② 関連口座

- i) 代表口座以外の本サービスに登録する預金口座を「関連口座」といいます。
- ii) 大分銀行ビジネスダイレクト利用中の方
 - ・大分銀行ビジネスダイレクトで登録している「関連口座」について、本サービス内で連携の操作を行うことで、本サービスの「関連口座」として利用できます。
 - ・大分銀行ビジネスダイレクトで登録していない預金口座を新たに「関連口座」として追加する場合は、当行所定の申込書を記載し書面で当行へ届け出るものとします（第2章第19条（3）②に詳細記載）。
 - ・届出後、当行にて関連口座の登録を行います。
 - ・当行での登録完了後、本サービス内で連携の操作を行うことで、本サービスの「関連口座」として利用できます。
 - ・関連口座として登録できる口座数上限および口座種目は当行所定のものとします。
 - ・関連口座を解除する場合、当行所定の方法により当行へ届け出るものとします。
- iii) 大分銀行ビジネスダイレクトの利用がない場合
 - ・当行所定の関連口座 WEB 申込にて当行へ届け出るものとします（第2章第19条（3）に詳細記載）。
 - ・届出後、当行にて関連口座の登録を行います、
 - ・当行での完了した後、本サービス内で連携の操作を行うことで、本サービスの「関連口座」として利用できます。
 - ・関連口座として登録できる口座数上限および口座種目は当行所定のものとします。
 - ・関連口座を解除する場合、当行所定の方法により当行へ届け出るものとします。

第4条【契約者の利用者設定】

（1）利用者の指定、操作権限の設定

契約者は、パソコン等により本サービスの全部または一部の取引を行う者として、次の利用者を指定し、利用者別に操作権限を設定します。

① マスターユーザ

契約者を代表し、初回のログインID取得手続きを行う利用者1名がマスターユーザとなります。マスターユーザは全ての取引を行うことができ、自身を含む全ての利用者を管理することができます。

② 管理者ユーザ

マスターユーザと同等の権限（以下「管理者権限」）を有する利用者として、マスターユーザが管理者ユーザを登録します。

③ 一般ユーザ

管理者権限を有しない利用者としてマスターユーザまたは管理者ユーザが一般ユーザを登録します。

(2) 電子メールアドレスの登録

全ての利用者は、本サービスの利用にあたり電子メールアドレスの登録が必要となります。

(3) 契約者の責任負担

契約者は全ての利用者の行為を監督し、本規約を遵守させるとともに、利用者が行った行為に基づく一切の責任は契約者が負うものとします。

第5条【動作環境】

(1) 利用環境の準備、維持

契約者は、当行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、契約者の負担および責任において本サービスの利用に適したパソコン等の動作環境を準備し維持するものとします。

(2) 利用にあたっての費用負担

本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコン等、その他機器等の導入費用等については、契約者が負担するものとします。

第6条【サービス利用可能日・利用可能時間】

(1) 利用可能日・利用可能時間

本サービスの利用可能日、利用可能時間は、いずれも当行所定の日・時間帯とします。

(2) 当行都合によるサービスの停止・中止

回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

第7条【本人確認】

(1) 認証方式（ログイン方法）

① 本サービスを利用する際の認証方法（ログイン方法）は、ログインIDおよびログインパス

ワードにより契約者であることを確認する「ID認証方式」となります。

- ② なお、大分銀行ビジネスダイレクトを利用中の契約者で電子証明書により契約者であることを確認する「電子認証方式」を利用している契約者は、「電子認証方式」によりログインすることができます。

(2) 初回利用登録

① 大分銀行ビジネスダイレクト契約者

- i) 大分銀行ビジネスダイレクト契約者は、大分銀行ビジネスダイレクトで使用している認証方式（「ID認証方式」または「電子認証方式」）と同様の内容を当行所定の方法でパソコンに入力し送信します。
- ii) i) で入力・送信された情報と当行で保有している契約者の登録情報の一致を確認した場合、当行は契約者とみなしますので、続けて初回利用登録が行えます。

② WEB申込みの場合（普通預金口座を保有する法人および個人事業主の方）

- i) 普通預金口座を保有する法人および個人事業主の方は、WEBで申込みが行えます。
- ii) WEB申込みの手続きには、代表口座に指定する当行普通預金口座のキャッシュカード暗証番号または当該口座の通帳に記載された最終預金残高を使用します。
- iii) 契約者を代表しマスターユーザとなる方は、代表口座に指定する当行普通預金口座のキャッシュカード暗証番号または当該口座の通帳に記載された最終預金残高を当行所定の方法でパソコンに入力し送信します。
- iv) iii) で入力・送信された情報と当行で保有している契約者の登録情報の一致を確認した場合、当行は契約者とみなしますので、続けて「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」の設定が行えます。
- v) iv) で設定した「ログインID」、「ログインパスワード」を当行所定の方法でパソコンに入力し送信します。
- vi) v) で入力・送信された情報と当行で保有している契約者の登録情報の一致を確認した場合、当行は契約者とみなしますので、続けて初回利用登録が行えます。

③ 利用申込書の場合（当座預金口座のみ保有する法人および個人事業主の方）

- i) 当座預金口座のみ保有する法人および個人事業主の方は、当行所定の利用申込書に必要事項を記載のうえ、当行へ利用申込書を提出します。
- ii) 当行は、受領した利用申込書の記載に沿って事前登録を行い、契約者の届け出住所あてに「手続完了控」を送付し、「仮確認用パスワード」を通知します。
- iii) 契約者を代表しマスターユーザとなる方は、利用申込書に記載した「仮ログインパスワード」、手続完了控に記載の「仮確認用パスワード」を当行所定の方法でパソコンに入力し送信します。
- iv) iii) で入力・送信された情報と当行で保有している契約者の登録情報の一致を確認した場合、当行は契約者とみなしますので、続けて「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」の設定が行えます。
- v) iv) で設定した「ログインID」、「ログインパスワード」を当行所定の方法でパソコンに入力し送信します。

vi) v) で入力・送信された情報と当行で保有している契約者の登録情報の一致を確認した場合、当行は契約者とみなしますので、続けて初回利用登録が行えます。

(3) 本人確認・取引意思の確認

- ① 当行は受信した「ログインID」、「電子証明書」（大分銀行ビジネスダイレクトを利用中の契約者が電子認証方式を利用の場合）、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」（以下、総称して「本人確認情報」といいます）により本人確認を行います。
- ② 当行所定の方法により送信された本人確認情報と、契約者が当行に事前に登録または届け出た本人確認情報との一致を当行が確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。
 - i) 本サービスの利用依頼が契約者の意思による有効な申込みであること。
 - ii) 当行が受信した処理依頼内容が真正なものであること。

(4) 本人確認情報の利用に関する留意事項

① 本人確認情報の厳重な管理

本人確認情報は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう契約者本人の責任において厳重に管理することとします。なお、当行役職員がこれらの内容を契約者にお尋ねすることはありません。

② 本人確認情報の漏洩等の届け出

- i) 本人確認情報を第三者に知られたり盗まれたりした場合、またはその恐れがある場合は、契約者は当行所定の時間内に当行所定の書面により届け出ることとします。
- ii) 上記の届け出に基づき、当行は遅滞なく本サービスの利用を停止します。この場合、当行が本サービスの利用を停止する前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り当行は責任を負いません。

③ 本人確認情報の失念

本人確認情報を失念した場合は、店頭で当行所定の書面を提出することによりパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きを行うこととします。

④ 連続誤入力による利用停止

契約者、利用者が誤った本人確認情報の入力・送信を、当行所定の回数以上連続しておこなった場合は、当行は安全のため本サービスの利用を停止します。この場合、契約者は前号に準じてパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きを行うこととします。

⑤ 本人確認情報の定期的な変更

安全性を高めるため、契約者は本人確認情報を定期的に変更することとします。

第8条【電子メール】

(1) 電子メールアドレスの登録

本サービスの利用開始にあたり、契約者はあらかじめインターネットを介してパソコン等により当行にサービス利用登録を行うこととし、その際、利用者名と利用者の電子メール（Eメール）アドレスを登録することとします（登録した電子メールアドレスを以下「登録アドレス」といいます）。

(2) 電子メールの利用

- ① 当行は取引依頼の受付結果を登録アドレス宛てに送信します。
- ② 当行は当行および当行関連会社の商品案内等の情報提供を登録アドレス宛てに送信します。

(3) 電子メールの停止

- ① 前項(2)②の電子メールについて、利用者は受信した電子メールに記載の方法にて、メールの受信を停止することができます。

(4) 電子メールの利用に関する留意事項

- ① 登録アドレスを変更する場合は、利用者がサービス画面から変更登録を行うこととします。
- ② 当行が登録アドレス宛てに送信した電子メールについて、通信障害その他の理由による未着・延着が発生した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第9条【お知らせ機能】

(1) お知らせ機能とは

- ① 「お知らせ機能」とは、本サービス画面上に表示する「お知らせ」による通知をいいます。
- ② 当行は当行から契約者および利用者への通知やその他の連絡を、当行が別途指定した場合を除き、お知らせ機能により行います。
- ③ 当行は、当行および当行以外の事業者が提供する商品・サービス等を含む情報提供をお知らせ機能により行います。

(2) 留意事項

- ① お知らせ機能による通知の内容を第三者が知得したことにより契約者および利用者へ生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② お知らせ機能による通知について、通信障害その他の理由による未着・延着が発生した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第10条【届出事項の変更】

(1) 変更の届け出

- ① 契約者は、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により当行へ届け出ることとします。
- ② なお、本サービス利用の代表口座を変更する場合は、変更前の代表口座の利用契約を解約し、あらためて変更後の代表口座を申込むこととします。これらの届け出に基づき、当行は遅滞なく変更処理をするものとします。この場合、当行が変更処理をおこなう前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り、当行は責任を負いません。

(2) 通知等の未着・延着

前項に定める届出事項の変更の届け出がなかった等、契約者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等の未着・延着が発生した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第11条【禁止行為】

(1) 譲渡、質入れ

契約者は、理由の如何を問わず、本契約における権利を譲渡・質入れすることはできません。

(2) 不適當・不適切な行為

契約者は、次の行為をしないこととします。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 犯罪に結びつく行為
- ③ 法律に反する行為
- ④ 本サービスの運営を妨げる行為
- ⑤ 当行の信用を毀損する行為
- ⑥ その他、当行が不適當・不適切と判断する行為

第12条【解約・一時停止等】

(1) 契約者からの解約

契約者は、当行所定の書面を提出することによりいつでも解約申し出ができます。なお、当行の解約手続きが終了するまでの期間は、本サービスが一部利用可能な場合があります。

(2) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約

当行は、契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認められる場合、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止し、または本契約の全部または一部を解約することがあります。

(3) 契約の終了

以下の事由がひとつでも生じた場合は、本契約は終了するものとします。

- ① 前2項により契約が解約されたとき
- ② 本サービス利用の代表口座が解約されたとき
- ③ 契約者に相続が開始したとき
- ④ 住所変更の届け出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由によって、当行に契約者の所在が不明となったとき
- ⑤ 反社会的勢力であることが判明したとき

(4) 処理の中止

本契約が終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について、当行はその処理を継続する義務を負いません。

第13条【免責事項等】

(1) 本人確認

相当の注意をもって第7条第3項に定める本人確認・取引意思確認を行ったうえは、パソコン等、本人確認情報について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(2) 免責事由

以下の事由に起因して契約者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき

② 当行または金融機関の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

(3) 通信手段等の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピュータ等の障害等、当行の責によらない事由により、本サービスを利用不能となっても、当行は責任を負いません。

(4) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責によらない事由により本人確認情報、取引情報等が漏洩しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(5) 郵送上の事故

当行が第7条(2)③ii)により「手続完了控」を送付し、「仮確認用パスワード」を通知する際に、郵送上の事故等当行の責によらない事由により、第三者が当該情報を知ったとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(6) 印鑑照合

契約者が届け出た利用申込書等に使用された印影を、当行が預金取引の開始にあたって届け出を受けた印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて処理をおこなったうえは、印章またはそれらの書面につき偽造・変造・盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(7) キャッシュカード暗証番号等の照合

契約者が利用申込時に使用したキャッシュカード暗証番号または、普通預金通帳に記帳された最終預金残高を、当行がキャッシュカード取引に関し、契約者より届け出を受けたキャッシュカード暗証番号または、利用申込時に当行が把握している普通預金通帳に記帳された最終預金残高と照合し、相違ないと認めて処理をおこなったうえは、暗証番号等につき盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第14条【取引内容の確認】

契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第15条【関係規定の適用・準用】

(1) 本規約に定めのない事項については、関係する当行所定の預金規定、キャッシュカード規定、大分銀行ビジネスダイレクト利用規定の定めにより取り扱います。

(2) また、これらの規定と本規約との間に齟齬がある場合には、本規約を優先して適用するものとします。

第16条【規約の変更】

(1) 規約の変更

当行は本規約を変更する場合は、変更する日の1か月前の応当日までに、当行のウェブサイトに変更する旨と変更後の規約を掲載します。

(2) 規約の変更の承諾

当行は、本規約を変更した日以降（以下「変更日」といいます）は、変更後の規約により本サービスを提供します。本規約の変更日以降に契約者が本サービスを利用した場合、当行は変更後の利用規約が異議なく承諾されたものとみなします。

第17条【準拠法と管轄】

本規約は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。本規約に基づく諸取引に関して紛争が生じた場合には、大分地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 基本サービス

第18条【大分銀行Bizクル】

(1) サービスの内容

- ① 大分銀行Bizクルとは、大分銀行ビジネスポータルの利用者が、本サービスを通じて株式会社 Business Tech が運営する問題解決プラットフォームを利用できるサービスをいいます。
- ② 利用者は、経営課題を解決するためのサービスを検索し、当該サービスの提供者（以下「出品法人」といいます）に対し商談を申込みことができます。
- ③ なお、利用にあたっては本規約の承諾に加えて、「大分銀行Bizクル利用規約」に同意する必要があります。

(2) 利用手数料

- ① 大分銀行Bizクルの利用にあたって、手数料は発生しません。
- ② なお、利用者が出品法人と契約し、出品法人からサービスなどを受ける対価については、出品法人との契約に基づきお支払いが必要となります。

(3) 契約者等の責任等

- ① 大分銀行Bizクルを通じた出品法人との商談および取引については、契約者の責任において実施するものとします。
- ② 利用者は、出品法人との商談において出品法人と連絡を行い、または取引を行う場合には、当事者双方で誠実に協議し、自己責任において必要な行為をするものとします。

(4) 非保証

- ① 当行は、大分銀行Bizクルに掲載された内容、出品法人のサービス内容および財務状況等に瑕疵がないことを保証しません。
- ② 当行は、大分銀行Bizクルを通じた出品法人の紹介および商談の成立を保証しません。

(5) 免責事項等

- ① 当行は、利用者と出品法人との間で生じたいかなる紛争等について一切関知しません。
- ② 当行は、出品法人との商談において助言・交渉等の義務を負いません。
- ③ 出品法人における経営状況の変化、法令違反等に起因し、商談が継続できなくなったことにより利用者に生じた損害について、当行は責任を負いません。また、代替の出品法人を紹介する義務を負いません。
- ④ 当行は、当行の故意または重過失による場合を除き、大分銀行ビジクルの利用により生じたあらゆる損害および費用について、責任を負いません。
- ⑤ 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピューターシステム等の障害等により、大分銀行ビジクルが停止した場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

第19条【WEB 申込サービス】

(1) サービスの内容

- ① WEB 申込サービスとは、利用者（一般ユーザを除く）が本サービスを通じて、インターネット上で当行のサービス申込みや手続きを登録できるサービスをいいます。
- ② WEB 申込サービスには、以下の申込サービスがあります。
 - i) 当座貸越 WEB 申込サービス
 - ii) 関連口座 WEB 申込サービス

(2) 当座貸越 WEB 申込サービスについて

- ① 当行と当座貸越をご契約いただいている契約先の利用者が利用できるサービスです。
- ② 当座貸越 WEB 申込サービスを利用する際は、本規約の承諾に加えて「当座貸越 WEB 申込サービス利用規定」の承諾が必要となります。
- ③ 当座貸越 WEB 申込サービスの利用にあたって、手数料は発生しません。
- ④ 申込の有効性・効力
 - i) 利用者（一般ユーザを除く）により申込みが当行所定の方法によりなされた場合、当行は契約者の正当な権限者により有効に当該申込みがなされたものとみなします。
 - ii) その場合、契約者は当該申込後に行われた一切の取引についてその責任を負うものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
 - iii) なお、当行が申込みを受け付け、当行所定の手続きが完了した時点で申込にかかる事項の効力が発生するものとします。
 - iv) また、申込みがなされた場合であっても、当行の判断により申込を承諾せず、当該申込にかかる事項の効力が発生しないことがあります。この場合、契約者は当行の判断について何ら異議を述べないものとします。

(3) 関連口座 WEB 申込サービスについて

- ① 本サービスで利用する関連口座の登録を WEB 申込みできるサービスです。
- ② 大分銀行ビジネスダイレクトを利用している方の関連口座申込みは、当行所定の申込書による書面での申込みが必要なため、関連口座 WEB 申込サービスでは申込みはできません。
- ③ 関連口座に登録できる口座は、契約者名義の当行普通預金口座、当座預金口座に限ります。

- ④ 関係口座 WEB 申込サービスの利用にあたって、手数料は発生しません。
- ⑤ 申込の有効性・効力
 - i) 利用者（一般ユーザを除く）により申込みが当行所定の方法によりなされた場合、当行は契約者の正当な権限者により有効に当該申込みがなされたものとみなします。
 - ii) その場合、契約者は当該申込後に行われた一切の取引についてその責任を負うものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
 - iii) なお、当行が申込みを受け付け、当行所定の手続きが完了した時点で申込にかかる事項の効力が発生するものとします。
 - iv) また、申込みがなされた場合であっても、当行の判断により申込を承諾せず、当該申込にかかる事項の効力が発生しないことがあります。この場合、契約者は当行の判断について何ら異議を述べないものとします。

第3章 個別サービス

第20条【大分銀行ビジネスダイレクト】

- (1) 大分銀行ビジネスダイレクトを別途、申込みいただくことで、本サービスと大分銀行ビジネスダイレクトを連携して利用することができます。
- (2) 大分銀行ビジネスダイレクトを利用するためには、当行所定の申込みを行うことが必要となります。
- (3) 大分銀行ビジネスダイレクトの資金移動サービスなど利用には、所定の利用手数料の支払いが必要になります。
- (4) 既に、大分銀行ビジネスダイレクトを契約している方は、本サービスから大分銀行ビジネスダイレクトに認証なく遷移し、大分銀行ビジネスダイレクトの利用が可能です。
- (5) なお、大分銀行ビジネスダイレクトの利用は、別途定める「大分銀行ビジネスダイレクト利用規定」によるものとします。

第21条【だいぎん Big Advance】

- (1) だいぎん Big Advance を別途、申込みいただくことで、本サービスから、だいぎん Big Advance に遷移し、だいぎん Big Advance の「ログイン ID」「パスワード」を入力することで、だいぎん Big Advance を利用することができます。
- (2) だいぎん Big Advance を利用するためには、当行所定の申込みを行うことが必要となります。
- (3) だいぎん Big Advance 利用には、所定の利用手数料の支払いが必要になります。
- (4) 既に、だいぎん Big Advance を契約している方は、本サービスから、だいぎん Big Advance に遷移し、だいぎん Big Advance の「ログイン ID」「パスワード」を入力することで、だいぎん Big Advance の利用が可能です。
- (5) なお、だいぎん Big Advance の利用は、別途定める「だいぎん Big Advance 会員規約」による

ものとしします。

第22条【大分銀行スクエア】

- (1) 大分銀行スクエアを別途、申込みいただくことで、本サービスから、大分銀行スクエアに遷移し、大分銀行スクエアの「ログインID」「パスワード」を入力することで、大分銀行スクエアを利用することができます。
- (2) 大分銀行スクエアを利用するためには、当行所定の申込みを行うことが必要となります。
- (3) 大分銀行スクエア利用には、手数料の支払いは発生しません。
- (4) 既に、大分銀行スクエアを契約している方は、本サービスから、大分銀行スクエアに遷移し、大分銀行スクエアの「ログインID」「パスワード」を入力することで、大分銀行スクエアの利用が可能です。
- (5) なお、大分銀行スクエアの利用は、別途定める「大分銀行ビジネスクラブ利用約款（大分銀行スクエア）」によるものとしします。

以上

(2025年4月7日制定)